

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(美浜3号炉、高浜1, 2, 3, 4号炉及び大飯3, 4号炉 設置変更(大山生竹テフラ噴出規模見直し))【4】

2. 日時：令和2年10月7日 15時00分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室 (TV会議システムを利用)

4. 出席者 (◎・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

渡邊安全規制調整官、岡本主任安全審査官、小林主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、堀口主任安全審査官、田中安全審査専門職、大野安全審査官、小西審査チーム員、鈴木審査チーム員、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部門 プラント・保全技術グループ
チーフマネジャー、他15名◎

5. 要旨

(1) 関西電力より、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉設置変更許可申請(大山生竹テフラの噴出規模見直し)について、これまでに提出のあった資料を用いて、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、今回の説明内容を含め、以下の主な点について事実確認等を行うとともに、今後、これらの説明内容について、引き続き確認していく旨を伝えた。

- 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る施設評価の各項目について、説明の進捗や今後の予定を分かりやすく説明すること。
- 非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタ取替運用の成立性確認に関して、保安規定を変更しないプラントについては、主な作業の想定時間を含め、保安規定の記載事項に変更がないことを網羅的に説明すること。(フィルタ試験及び蒸気発生器水位等に係る事象進展解析の結果を踏まえて後日説明。)
- 屋外に一部露出しているSA及び特重設備の除灰運用について、これまでの許可あるいは工認段階でどのように整理していたか美浜3号の例で示すこと。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上